

長期未着手都市計画道路
見直しガイドライン

平成18年3月

福島県

目 次

1 . 都市計画道路の見直しの基本的な考え方	1
2 . 都市計画道路の見直しの必要性	2
2 - 1 都市計画道路の概況	2
2 - 2 都市計画道路の見直しの必要性	4
2 - 3 見直しの時期	6
2 - 4 見直しにおける主な役割分担	6
3 . 都市計画道路見直しの評価方法	7
3 - 1 長期未着手都市計画道路の見直しの流れ	7
3 - 2 長期未着手都市計画道路の見直し作業	8
1) 長期未着手都市計画道路の抽出	8
2) 見直し検討対象道路の検証	10
3) 都市計画道路見直し計画の作成	17
4) 都市計画変更の手続き	18

1 . 都市計画道路の見直しの基本的な考え方

都市計画道路については、地域整備の方向性、都市交通調査及び都市計画基礎調査などを踏まえ、望ましい都市の将来像の実現に向けて計画の立案などを行うとともに、適宜都市計画道路の見直しを行ってきたところであります。

一方、少子高齢化や人口減少社会の到来により、本県の都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化してきており、都市計画道路に対しても、「環境負荷の少ない持続可能なまちづくり」などの考え方に基づき、人と車が共生できる社会の構築に配慮することが求められてきております。

このようなことから、長い間未着手となっている都市計画道路についても、まちづくりの観点から地域の個性を十分発揮できるよう、速やかに見直しを行うことが必要であります。

このため、本ガイドラインにより、県としての長期未着手都市計画道路の見直しに関する基本的な考え方を示し、現在の都市計画道路としての役割を十分に検証するとともに、都市計画道路全体の総合的な視点にたった、適切な都市計画道路の見直しを進めるものであります。

2 . 都市計画道路の見直しの必要性

2 - 1 福島県の都市計画道路の概況

- ・ 県内の都市計画道路は平成 14 年度現在で延長約 1,538Km が計画決定されており、整備済みは 874km (56.8%)、事業中は 180km で未着手区間の延長は 484km (31.4%) となっている。
- ・ 現在の都市計画法が施行される以前に計画決定された都市計画道路が、未着手道路の約 7 割を占めるなど計画決定から長い時間が経過している未着手道路が多い。

表-福島県の都市計画道路の整備状況

(平成 15 年 3 月現在)

単位:本, km

	種別	路線数	計画		整備済み	事業中	未着手	未着手割合	整備率	
			うち用途地域内	うちDID内						
福島県	幹線道路	619	1,395.10	945.27	500.12	833.84	106.63	454.63	32.6%	59.8%
	区画街路	52	34.54	29.60	12.66	24.76	3.37	6.41	18.6%	71.7%
	特殊街路	22	18.16	17.02	11.77	15.22	0.94	2.01	11.1%	83.8%
	自動車専用道路	18	89.93	8.13	0.00	0.00	69.46	20.47	22.8%	0.0%
	合計	711	1,537.73	1,000.02	524.55	873.82	180.40	483.52	31.4%	56.8%

(資料:平成14年度都市計画施設実態調査)

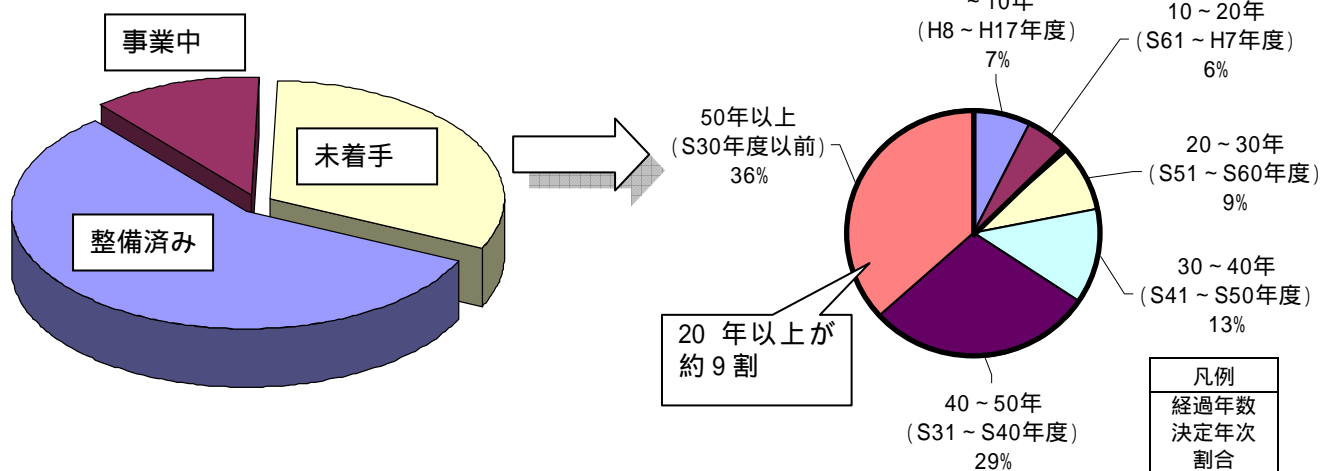


図-都市計画道路の整備状況図

(資料:平成14年度都市計画施設実態調査)

図-未着手道路の年代別延長割合

(資料:平成14年度都市計画施設実態調査)

- ・都市計画道路の整備状況について都市計画決定年代別に見ると、都市計画決定年次の古い道路ほど未着手道路が多く残っている。
- ・福島県の都市計画道路は 9 割が幹線街路となっており、未着手道路についても大半が幹線街路となっている。

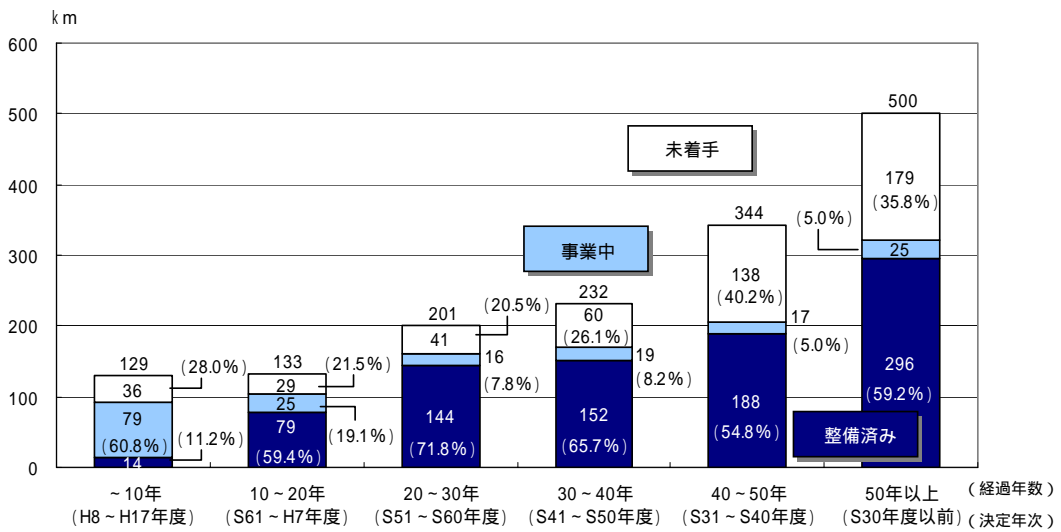


図-年代別整備状況図

(資料:平成14年度都市計画施設実態調査)

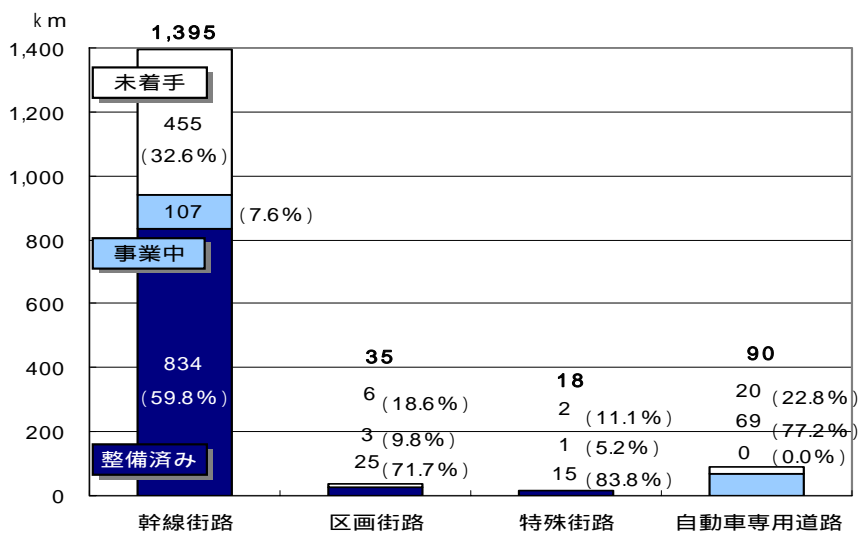


図-道路区分別状況図

(資料:平成14年度都市計画施設実態調査)

2 - 2 都市計画道路の見直しの必要性

福島県における都市計画道路網の現状

福島県の都市計画道路の整備率は約60%

未着手道路の約7割が現在の都市計画法以前の計画決定
路線整備の遅れ

社会情勢の変化

「人口の増加、市街地の拡大」から、「人口の停滞・減少、市街地の拡大の収束」へ
高齢者の増加に対応した、安全面や使いやすさを重視した施設整備の重要性の
高まり

自然環境の保全や景観形成など豊かな都市づくりを求める機運の高まり

都市計画道路を取り巻く制度等の変化

都市計画法の改正により地方が主体となった都市計画制度が拡充

道路構造令の改正に伴う都市計画決定道路幅員の見直しの必要性

平成15年に社会資本整備審議会が「良好な市街地及び便利で快適な都市交通を
いかに実現・運営すべきか」において、長期未着手都市計画道路の早期見直しの
必要性を提言

福島県では、大半の未着手都市計画道路が現在の都市計画法が施行される以前に計画
決定された道路であり、未着手都市計画道路のうち約4割は計画決定から50年以上が経過
しているなど未着手期間が長期化している。

一方、都市においては、昨今の社会情勢の変化を背景に、中心市街地の活性化や歴史的な街並みの保全などが求められており、長期間未着手となっている都市計画道路の都市計画決定時点での機能が、これからの街づくりにおいて必要とされる役割と乖離している可能性がある。また、都市計画道路の区域内では建築制限が課せられることから、未着手の都市計画道路によって長い間土地利用などを制限し続けることは、まちづくり上の大きな制約となる。

よって、これからの魅力ある街づくりを進めるうえで、長期未着手となっている都市計画道路の見直しを行い、都市計画道路網の再編に取り組むことが必要である。

参考 - 都市計画運用指針

平成 14 年度に改訂された都市計画運用指針では、長期間未着手となっている都市計画道路について「必要がある場合には都市計画の変更を行うべき」という、新たな方向性が打ち出されており、既決定の都市計画道路の見直しに対する国の方針が変化している。

〔都市計画運用指針（原文）〕

A・2．道路

2．道路の都市計画の考え方

（8）道路に関する都市計画の見直し

道路の都市計画については、都市計画基礎調査や都市交通調査の結果等を踏まえ、また、地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等の検証を行い、必要がある場合には都市計画の変更を行うべきである。この場合、地域整備のあり方とあわせて、地域全体における都市計画道路の配置、構造等についての検討を行うべきであり、また、過去に整備された道路の再整備についても、必要に応じ検討を行うことが望ましい。また、都市計画道路の変更を行う場合には、その変更理由を明確にした上で行うべきである。

長期にわたり未整備の路線については、長期的視点からその必要性が従来位置づけられてきたものであり、単に長期未着手であるとの理由だけで路線や区間毎に見直しを行うことは望ましくなく、都市全体あるいは関連する都市計画道路全体の配置等を検討する中で見直されるべきである。これらの見直しを行う場合には、都市計画道路が整備されないために通過交通が生活道路に入り込んだり、歩行者と自動車が分離されないまま危険な状態であるなど対応すべき課題を明確にした上で検討を行う必要がある。

都市計画道路の廃止や幅員の縮小は、例えば都市の将来像の変更に伴い想定していた市街地の拡大が見直されるなどにより当該道路の必要性がなくなった場合や、都市計画道路の適切な代替路線を別途計画する場合等が考えられるが、変更を行う場合にはその変更理由を明らかにした上で行うべきである。また、代替路線を計画する場合は、新たな建築制限が課される関係者を含めた地域社会の合意形成の必要性も念頭において検討を行うことが必要であると考えられる。

2 - 3 見直しの時期

長期未着手の都市計画道路の見直しは、できるだけ早期に実施することが望ましいが、概ね5年以内（平成18年度～平成22年度の5年間）を目途に実施する。

なお、市町村の管理する道路を、国や県の管理する道路等との見直し時期に合わせ、一体的に検討するなどの手法も考えられる。

2 - 4 見直しにおける主な役割分担

市町村が見直しの主体となり県と連携・協力して作業を行うものとする。

市町村の役割

- ・ 長期未着手都市計画道路の見直し検討（県管理を除く）
- ・ 都市計画道路（県管理を含む）の見直し計画の作成

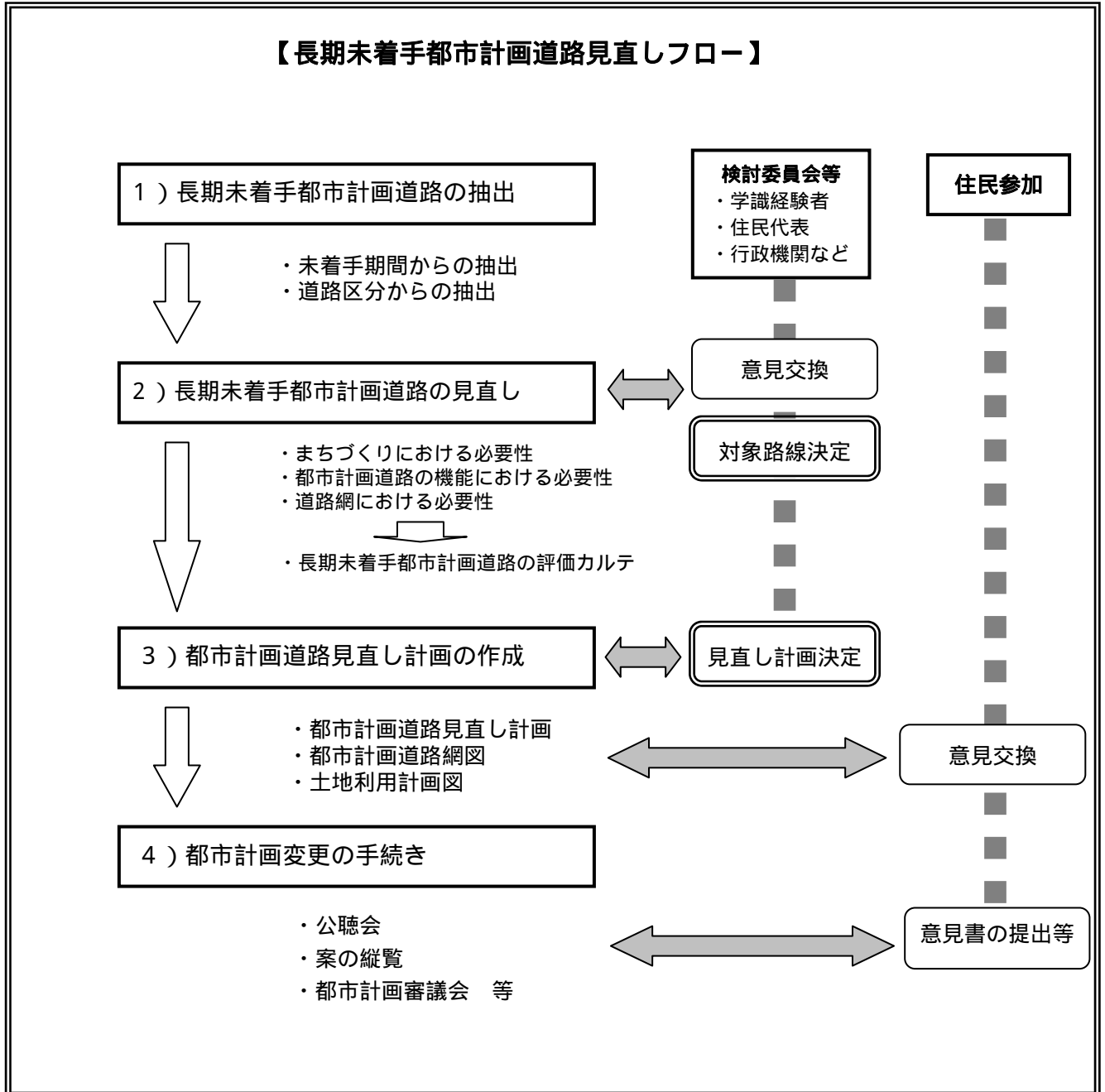
県（建設事務所）の役割

- ・ 長期未着手都市計画道路の見直し検討（県管理）
- ・ 市町村の見直し計画への協力及び助言

都市計画の変更手続きは、都市計画決定権者が見直し計画をもとに行うものとする。

3. 都市計画道路見直しの評価方法

3 - 1 長期未着手都市計画道路の見直しの流れ



見直しにあたっては、慎重に実施することが必要であることから、検討委員会等を設置して第三者的な視点からも検討を進めるものとする。

3 - 2 長期未着手都市計画道路の見直し作業

1) 長期未着手都市計画道路の抽出

(1) 抽出の考え方

早急な見直しが必要な長期未着手都市計画道路は、未着手期間と道路区分から抽出するものとする。

- ・ステップ1：未着手期間からの抽出

長期未着手期間を設定し、未着手期間がある一定程度以上長期化していると判断される道路について対象道路として抽出する。

- ・ステップ2：道路区分からの抽出

道路の種類によって整備の進捗状況が異なることからなどから、道路区分をもとに対象道路を抽出する。

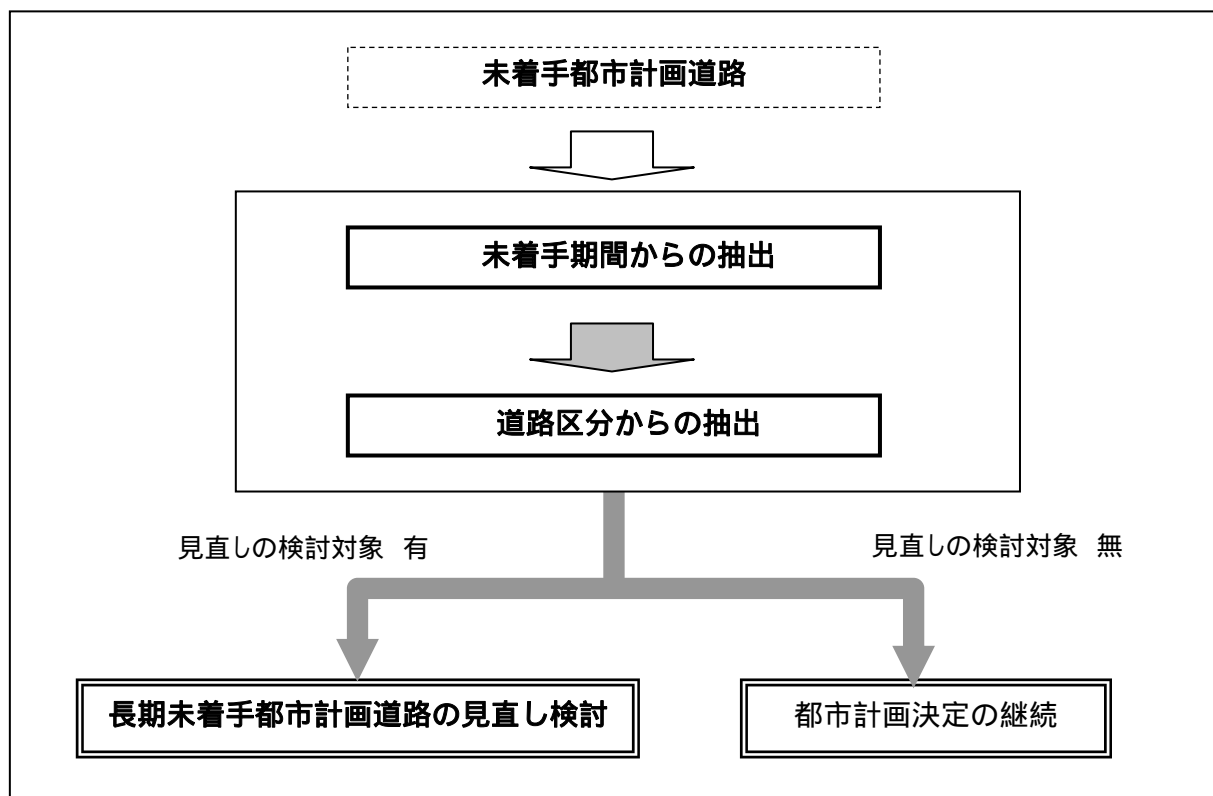


図 - 長期未着手都市計画道路の抽出フロー

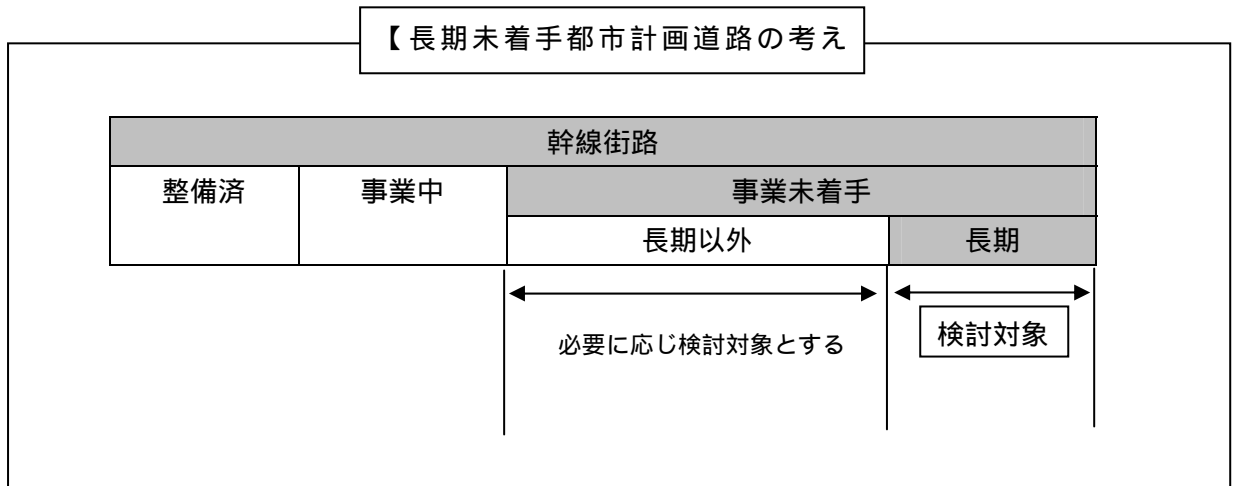
(2) 評価指標の考え方

未着手期間からの抽出

- ・長期未着手都市計画道路とは
 長期間事業化されていない都市計画道路をいう。一部区間が事業に着手されていない場合についても、当該道路を長期未着手都市計画道路として取扱う。
- ・長期未着手期間の設定
 都市計画は概ね20年の将来を見据えた計画となっていることから、20年を超える都市計画施設はその役割が変化している可能性がある。
 よって、長期未着手都市計画道路とは、平成18年3月31日現在で20年以上未着手である都市計画道路と設定する。

道路区分からの抽出

- 都市計画道路はその道路機能から4項目に分類されるが、そのうち長期未着手の見直しを検討する対象道路は以下の理由により原則的に幹線街路とする。
- ・自動車専用道路は、広域的なネットワークを形成するといった特定の機能を有することや、その広域性から市町村ごとの都市計画の見直しには馴染まないため、今回の見直し検討対象にしないものとする。
 - ・区画街路、特殊街路は整備率が約8割となっており、それぞれの個別ケースで必要に応じ見直しを行っていくものとする。



2) 長期未着手都市計画道路の見直し検討

(1) 検討の考え方

長い間未着手となっている都市計画道路の見直しにあたっては、都市計画道路の役割が変化し、現在のまちづくりの方向性と乖離していることが想定されることから、都市計画道路としての必要性や街づくりへの影響の観点から検討を行うことが必要である。

長期未着手都市計画道路の検討は次の3つの視点で行い、これらの複合的な検討から見直し対象路線を抽出するものとする。

- ・視点1：まちづくりにおける必要性
都市計画道路の整備による歴史的な街並みや各地域が目指すまちづくりに対する影響について検討する。
- ・視点2：都市計画道路の機能における必要性
道路区分に応じた都市計画上の重要な機能を有しているかどうか、見直した場合に支障がないかなど、都市計画上の整備の位置づけについて検討する。
- ・視点3：道路網における必要性
効率的な都市計画道路網の整備を進める観点から、既存の道路網を活用していくものとし、代替道路の有無を検証する。また、交通量が増加している可能性があることから、交通処理の観点からも検討を行うものとする。

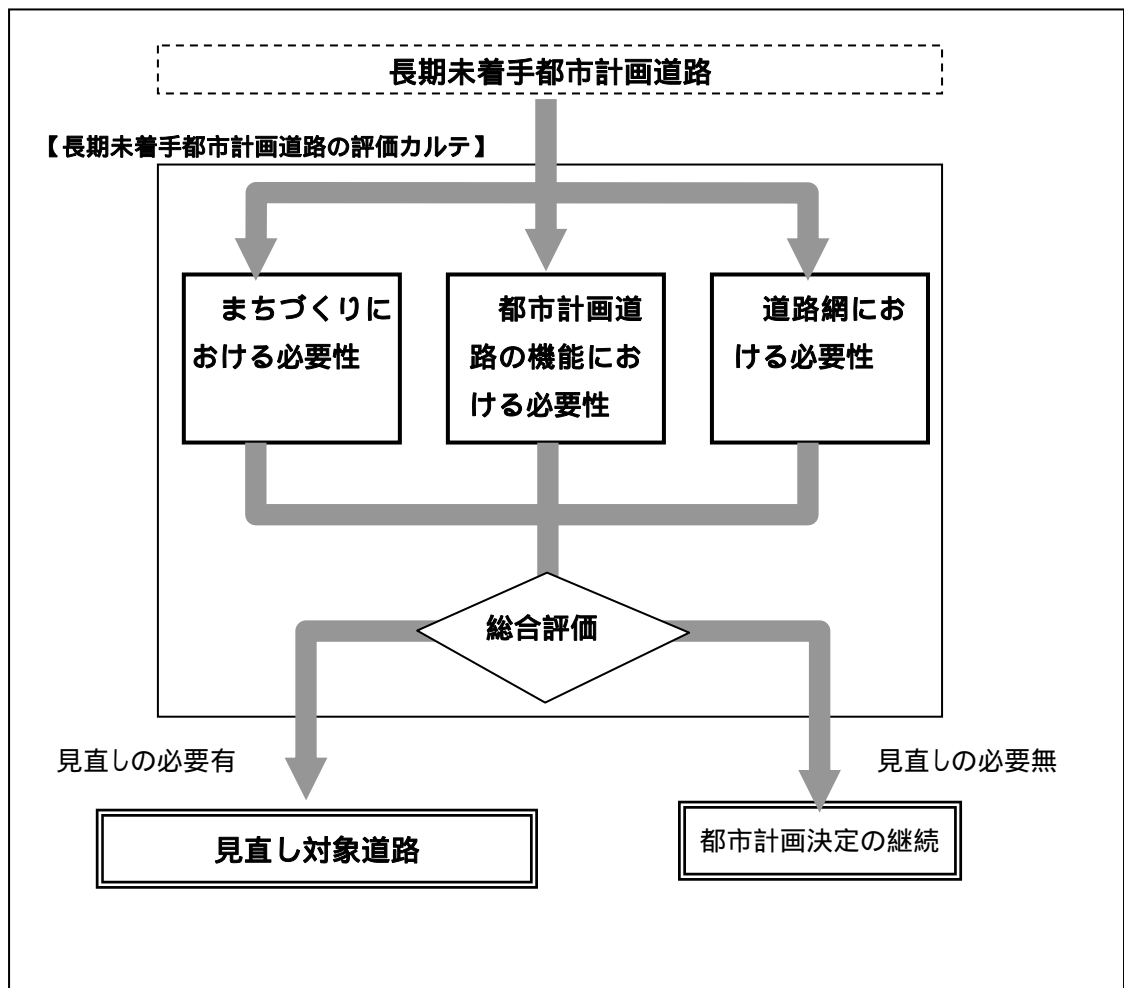


図 - 見直し検討対象道路の検証フロー

(2) 評価指標の考え方

まちづくりにおける必要性

福島県内の都市においては、城下町としての歴史を有する都市などが多く、魅力ある都市形成に向けてこれらの地域資源の活用が求められている。また、昨今は中心市街地の活性化など、各地域で街づくりへの取り組みが行われている。

ここでは、都市計画道路の整備と、地域資源の有無やまちづくり計画との整合性等を検証するものとする。

[評価の視点]

・歴史的な町並みなど地域の資源と調和するかどうか

個性的で魅力ある地域を形成するための資源となる、寺社仏閣、歴史的建造物、史跡、文化財、公共施設（学校、病院）、旧街道などが計画区域内に立地している場合、都市計画道路の整備が地域資源の維持・活用と調和するかどうかを検証する。また、線形を変更することで、地域の資源を保全しつつ、道路整備が可能かどうかなどについても検証する。

・地域のコミュニティへの影響はどうか

中心市街地など家屋が密集した地域で都市計画道路を整備する場合、既存のコミュニティが分断されるなどの影響が想定される。一方、都市計画道路の整備にあわせて、地域コミュニティを再生することも考えられる。都市計画道路の見直しにあたっては、こうした地域コミュニティにどのように影響するかを検証する。

・関連する事業の実施状況はどうか

土地区画整理事業や宅地開発、工業団地造成事業など他事業に関連する都市計画道路の場合、関連する事業の動向によりその整備の必要性が変化することから、関連事業の動向及び関連について検証する。

・地形・地物と適合しているかどうか

道路を整備するうえで、道路構造と地形条件等に不適合があり、現計画内容では現実的には事業が困難な場合がある。このような道路は、計画内容を見直す必要性が高いため、このような問題点がないかどうかについて検証する。

・地域の整備に対する意向はどうか

都市計画道路の整備においては地域の理解と協力が必要である。都市計画道路の整備に対して地域がどのように考えているのか、その方向性を踏まえるものとする。

都市計画道路の機能における必要性

都市計画道路の必要性を検証するにあたり、どのような目的で都市計画道路の整備が考えられているかについて整理するものとする。都市計画道路の機能は一般的に下表のとおり整理されるが、都市計画道路の機能として特に重要と考えられる項目について、評価指標の考え方を整理する。

表 - 道路機能の考え方

機能の区分		内容	
交通機能	通行機能	人や物資の移動の通行空間としての機能(トラフィック機能)	
	沿道利用機能	沿道の土地利用のための出入、自動車の駐停車、貨物の積み降ろし等の沿道サービス機能(アクセス機能)	
空間機能	都市環境機能	景観、日照、相隣等の都市環境保全のための機能	
	都市防災機能	避難・救援機能	災害発生時の避難通路や救援活動のための通路としての機能
		災害防止機能	火災等の拡大を遅延・防止するための空間機能
	収容空間	公共交通のための導入空間	地下鉄、都市モノレール、新交通システム、路面電車、バス等の公共交通を誘導するための空間
		供給処理・通信情報施設の空間	上水道、下水道、ガス、電気、電話、CATV、都市廃棄物処理管路等の都市における供給処理および通信情報施設のための空間
道路付属物のための空間		電話ボックス、電柱、交通信号、案内板、ストリートファニチャー等のための空間	
市街地形成機能	都市構造・土地利用の誘導形成	都市の骨格としての都市の主軸を形成するとともに、その発展方向や土地利用の方向を規定する	
	街区形成機能	一定規模の宅地を区画する街区を形成する	
	生活空間	人々が集い、遊び、語らう日常生活のコミュニティ空間	

(資料：都市計画概論)

[評価の視点]

・上位計画の位置づけの有無

当該道路が現在の都市計画においてどのような役割を担っているか、都市計画マスタープランなど上位計画を確認し、当該道路の位置づけや整備の方向性を検証する。

・道路の機能区分

都市計画道路の基本的な機能として、道路の有する機能区分(広域的なネットワークを担う道路なのか、市街地内の主要施設をネットワークする道路なのかなど)について、以下の道路分類表を参考に検証するものとする。

表 - 都市計画道路の機能と分類

道路の区分		道路の機能等
幹線街路	主要幹線街路	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通や都市内の重要な地域間相互の交通の用に供する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する。
	都市幹線街路	都市内の各地区または主要な施設相互の交通を集約して処理する道路で、居住環境地区等の都市の骨格を形成する。
	補助幹線街路	主要幹線街路または都市幹線街路で囲まれた区域内において幹線街路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集約させるための補助的な幹線街路である。

(資料：都市計画運用指針)

・自転車・歩行者ネットワークの確保が必要か

今後の高齢化社会に向けて、道路構造令の改正等にも見られるように安全で快適な自転車・歩行者のための空間確保が求められてきている。そのため、自転車・歩行者ネットワークを整備する必要性が高い道路かどうかについて検証する。

・ユニバーサルデザイン関連計画等による取り組みが特に求められる道路か

安全で安心した暮らしを実現するため、交通バリアフリー計画やあんしん歩行エリアなどの関連計画との整合性を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を集中的に実施する必要性がある道路かどうかについて検証する。

・緊急輸送路や避難路としての整備が必要か

都市防災上、災害時の避難路や緊急活動のために道路は重要な役割を果たす。当該道路が緊急輸送路や避難路など緊急時の交通路として位置づけられているか、避難地や防災拠点へのアクセスする道路として整備の必要性が高いかどうかについて検証する。

・消防危険区域などの解消のため整備が必要か

災害時に住区単位の避難路や消防活動を担う道路として、消火活動が困難な消防危険区域等を解消し、日常生活の安心を向上させる道路としての整備が必要かどうかについて検証する。

・景観形成上必要な道路か

環境と調和したまちづくりや、個性・魅力あるまちづくりのために、特に景観に配慮した見通しの確保、幅広の歩行空間、植栽・ストリートファニチャー等のための空間確保等が必要な道路かどうかについて検証する。

・土地利用を支援する道路か

現在、各地域で魅力あるまちづくりに向けて、中心市街地活性化計画などが策定されているところである。都市計画道路がこうした関連計画を支援する位置づけになっていないかどうかについて検証する。

また、土地区画整理事業や再開発事業などの面的整備において、市街地を形成し土地利用を支援する道路となっているかどうか検証する。

・道路の配置バランス

当該都市計画道路が市街地全体または街区形成において、適切な道路配置バランスを保つ上で必要な道路かどうかについて検証する。

道路網における必要性

都市化社会から都市型社会への移行に伴う交通需要の変化や都市計画道路以外の道路整備により道路網体系が変化していることなどにより、都市計画道路の交通処理機能が変化している可能性がある。

よって、都市計画道路の機能を代替する道路があるかどうか、またこれらの道路網を考慮した場合に交通量の処理が可能かどうかなどについて検証する。

[評価の視点]

・代替道路の有無

予算の効率的な執行がより一層求められる中で、効率的な都市計画道路の整備を進めていくため、既存の道路網を有効に活用していくことが重要である。こうした観点から、既存の道路網について、当該道路の代替性を有するかどうかについて検証する。

なお、代替道路については以下の点で検証することが考えられる。

- ・ 現況の道路上に都市計画決定されている場合、交通処理機能や安全な歩行空間が確保されているかどうかを検証し、現況道路の活用の可能性を考える。
- ・ 当該道路と同様の起終点を結び同等程度の規格（幅員または車線数）を有するかどうかなど当該道路の有する機能を代替できる既存道路があるかどうかを検証する。

・道路網の検証

都市計画道路を見直した場合、行き止まり道路や道路網前後で極端に道路幅員が狭い区間が残存しないかどうかなど、道路網として成立するかどうかについて検証する。

・交通処理機能の検証


交通需要が計画策定時から変化していることが考えられることや、都市計画道路以外の道路整備が行われていることなど都市の個別事情に配慮しながら当該道路の交通処理機能について検証するものとする。

(3) 総合評価

3つの視点を踏まえ、長期間未着手であった事情を勘案しながら、個別の都市計画道路の区間ごとに総合的に評価を行い、見直し方針を取りまとめる。

【長期未着手都市計画道路評価カルテ】

		市町村名	カルテ番号		
都市計画道路の概要					
路線 番号	路線名			都市計画 決定権者	
路線 区間	延長		m	幅員	m
車線数	都市計画 決定年次		最終都市計画 変更年次		整備 ()年ごろ 時期 未定
広域・単独 の別	広域 単独				
現道諸元(現道がある場合)					
(道路名)			道路 幅員	m	車線数
歩道 幅員			m		歩道
(管理区分)			一般国道	主要地方道	一般県道
					市町村道
有・無					

1. 長期未着手都市計画道路の抽出					
未着手期間	道路区分		長期未着手都市計画道路	有	無
20年以上	幹線街路		【抽出方針】		
20年未満	区画街路				
未着手期間()年	特殊街路				
(長期未着手都市計画道路の区間)					
番号	未着手区間			未着手延長 (m)	
【区間図】					

2.見直し検討対象道路の検証

まちづくりにおける必要性		
項目	適合	内容
歴史的な町並みなど地域の資源と調和するかどうか	影響有 影響無	
地域コミュニティへの影響はどうか	影響有 影響無	
関連事業の実施状況はどうか	継続 中止 不明	
地形・地物と適合しているかどうか	問題有 問題無	
地域の整備に対する意向はどうか	継続 廃止 不明	

都市計画道路の機能における必要性			
項目		適合	内容
交通機能	上位計画の位置づけの有無	有 無	
	道路の機能区分	主要 幹線 補助	
	自転車・歩行者ネットワークの確保が必要か	有 無	
	UD関連計画等による取組が特に求められる道路か	有 無	
空間機能	緊急輸送路や避難路としての整備が必要か	有 無	
	消防危険区域などの解消のため整備が必要か	有 無	
	景観形成上必要な道路か	有 無	
市街地形成機能	土地利用を支援する道路か	有 無	
	道路の配置バランス	有 無	

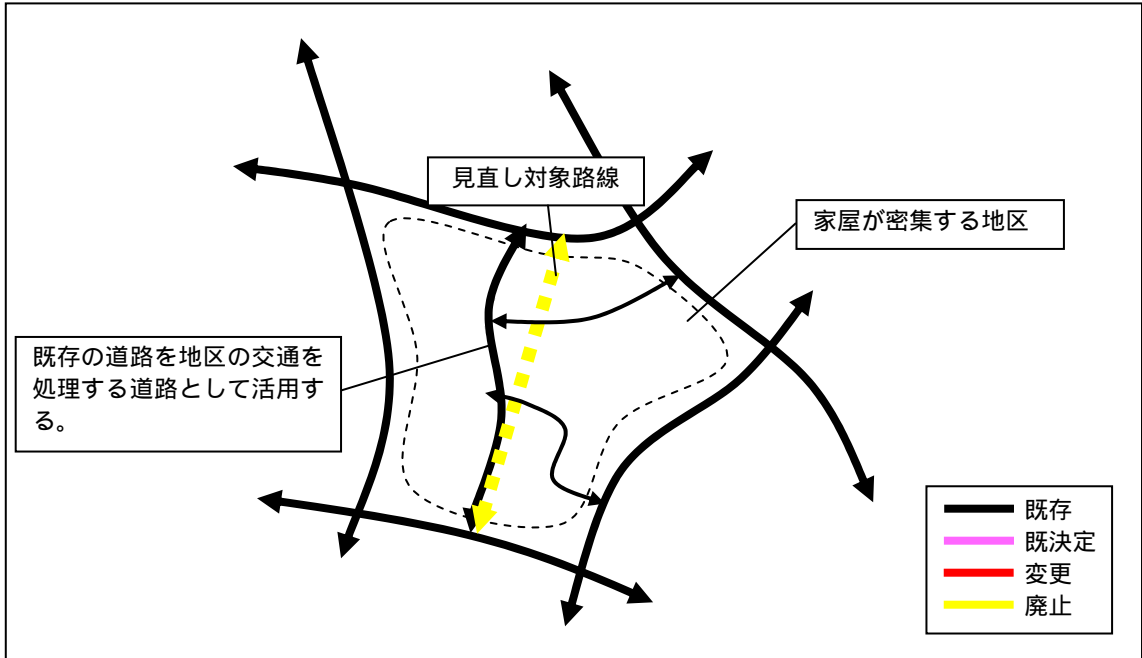
道路網における必要性		
項目	適合	内容
代替道路の有無	有 無	
道路網の検証	影響有 影響無	
交通処理機能の検証	影響有 影響無	

総合評価		
見直しの有無 有 無	【見直し方針】	見直し方針例 ・廃止 ・起終点変更 ・線形変更 ・幅員変更

参考 - 長期未着手都市計画道路の見直しイメージ

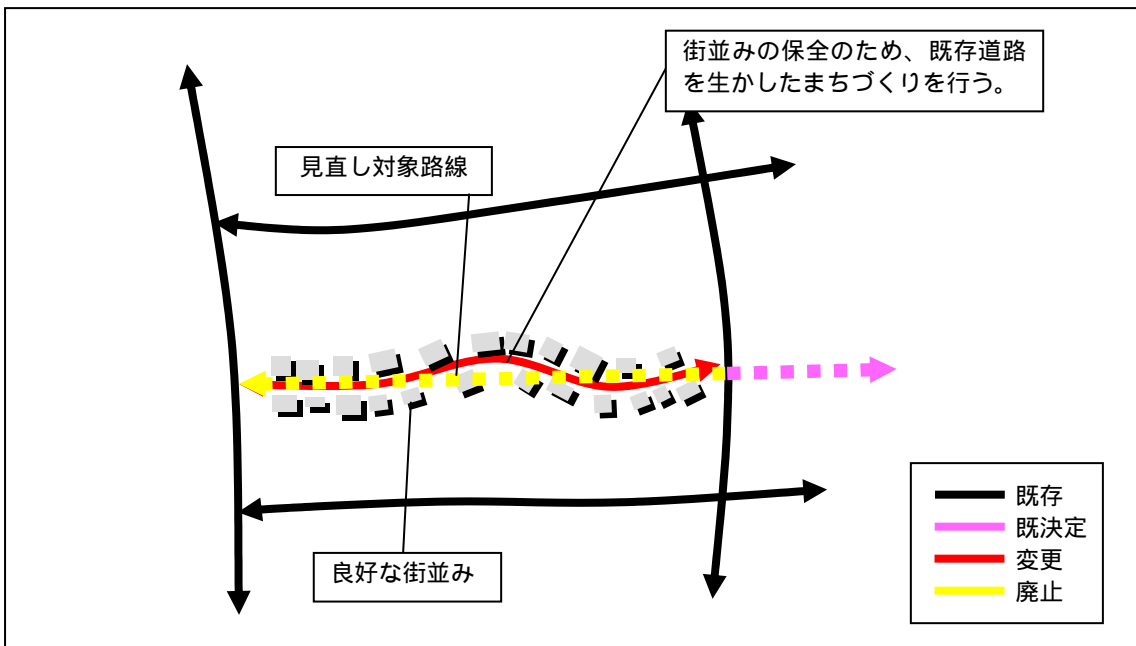
既存ストックを活かした見直しイメージ

家屋が密集する市街地において都市計画道路を整備することにより、地域コミュニティ等に与える影響が大きい場合、隣接する既存道路を有効に活用することで、地区内の交通処理や防災機能が満足されることから都市計画道路の廃止を行う。

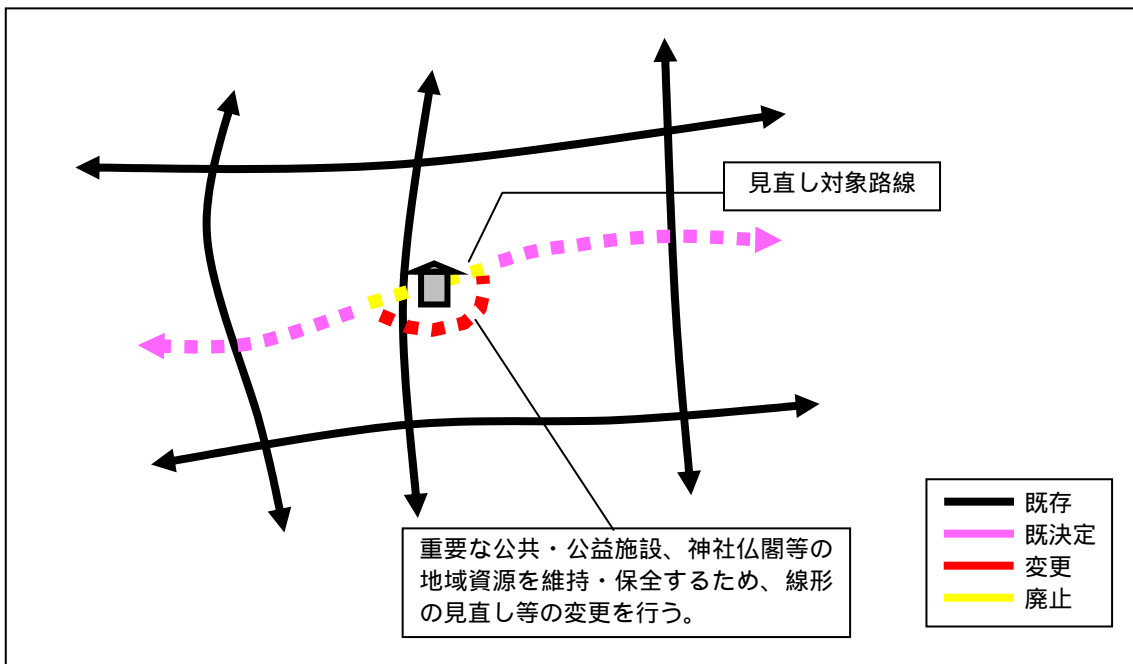


歴史的な街並みと調和した都市計画道路の見直しイメージ

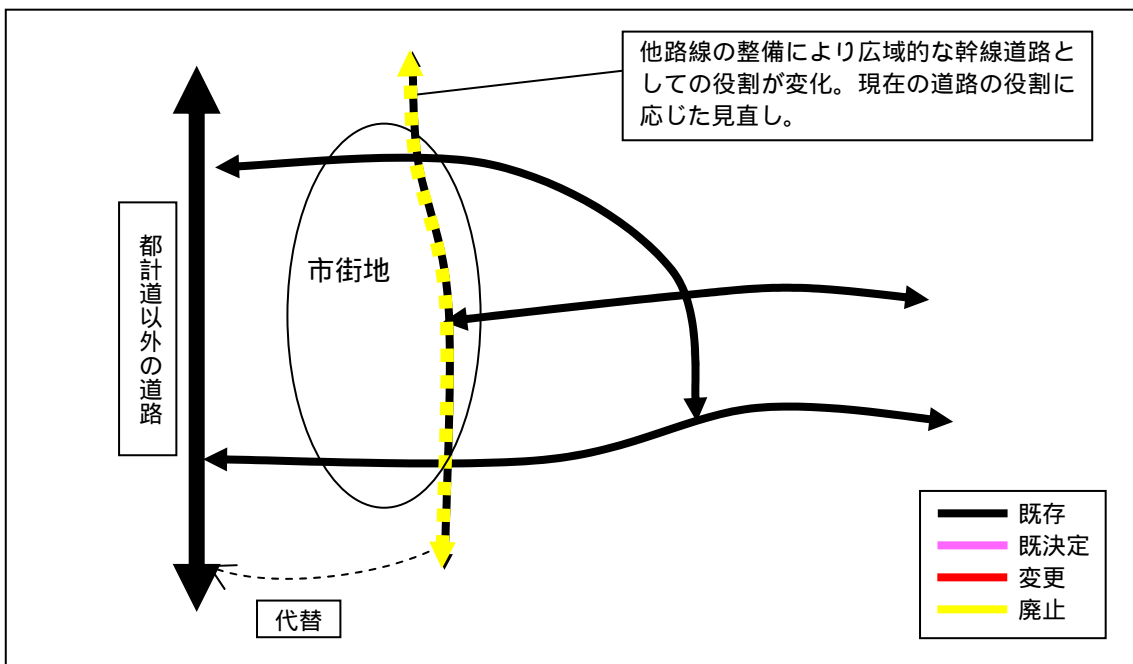
歴史的な街並みや商店街等が連続する区間について、街づくりと整合の取れた都市計画道路となるように、現道を活用した都市計画道路の整備（幅員変更、線形見直し）などを行う。



歴史的な地域資源を維持・保全する見直しイメージ
 都市計画道路の整備により寺社仏閣など地域資源に影響がある場合、施設の維持・保全等を目的として、都市計画道路の線形を見直す。



道路機能の変化による見直しのイメージ
 都市計画決定されている既存の道路などにおいて、社会情勢の変化等により都市計画決定時の道路機能の役割が変化したことを踏まえ、既存の道路が担う役割に応じた都市計画の見直し（廃止、幅員変更など）を行う。



3) 都市計画道路見直し計画の作成

以上の検討をもとに、長期未着手都市計画道路の見直し方針をとりまとめた都市計画道路見直し計画を作成する。

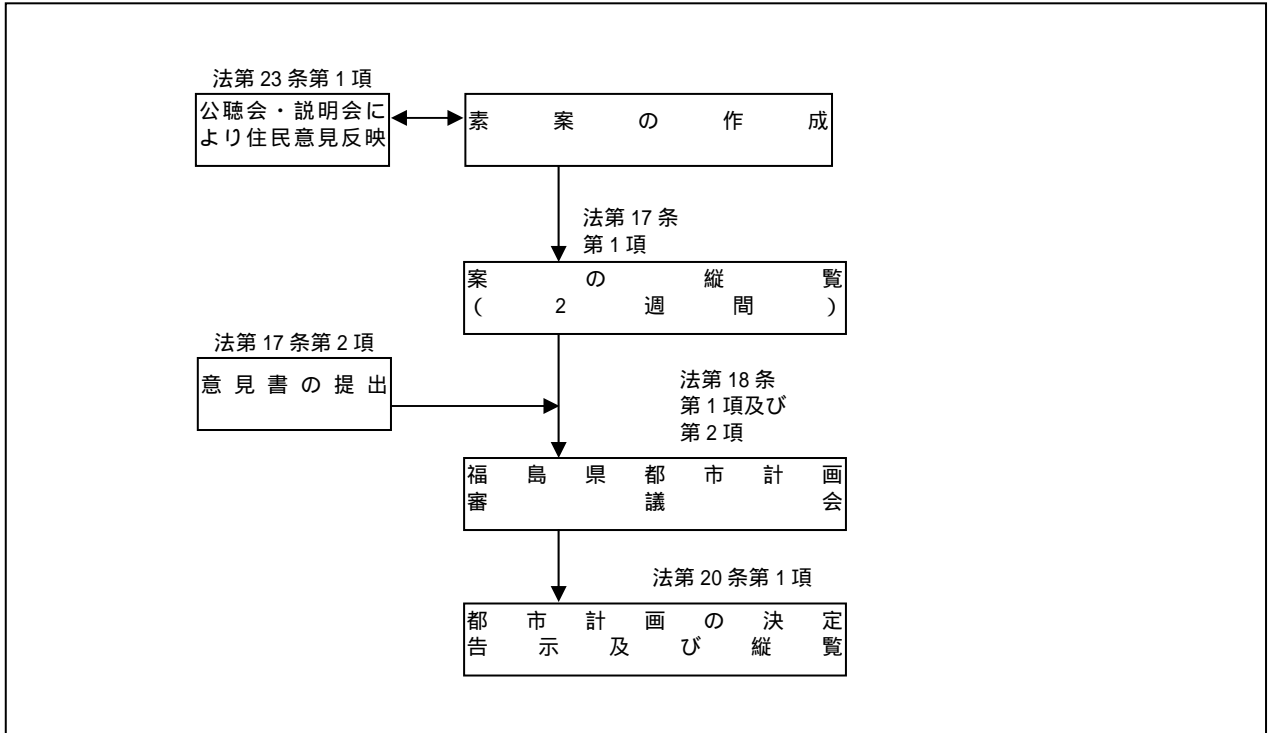
作成にあたっては、個別箇所ごとに検討された見直し方針を都市計画道路全体の見直し計画として整理し、道路ネットワークの整合性や代替道路の位置づけ等を検証するものとする。

成果のイメージとしては、都市計画変更の素案であり、参考資料としてカルテの他、ネットワーク図、土地利用図等が想定される。

(参考) 都市計画変更の手続き

参考として以下に都市計画変更の手続きフロー（一部省略）を示す。

県が定める都市計画決定等の基本フローチャート（一部省略）



市町村が定める都市計画の基本フローチャート（一部省略）

